

いばらき

IBARAKI KOYOU NEWS

第376号

雇用ニュース

8

2013



ヒマワリ（坂東市七郷中川ひまわりの郷）いばらきフォトダウンロード

雇用に関するご相談はハローワークへ！

おもな内容 CONTENTS

県内の雇用情勢について	2
「新規学校卒業者の採用に関する指針」～抜粋～	3～4
求人申し込みから応募・採用に至る流れ	5
「キャリアアップ助成金」のご案内	6～7
茨城県雇用関係主要指標	8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス

<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

有効求人倍率0.79倍

「雇用情勢は、一部に持ち直しの兆しが見られるものの、依然として厳しい状況にあります」

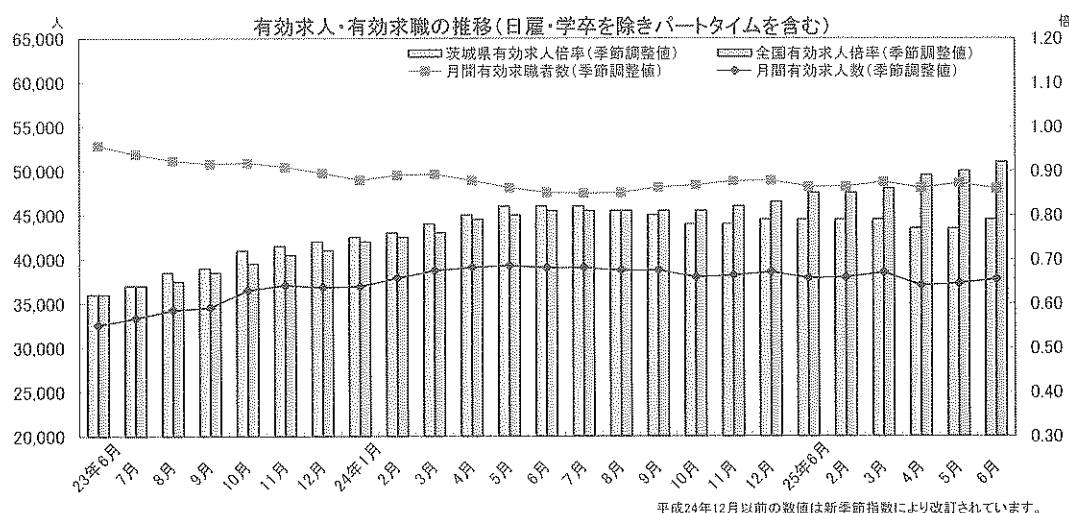
—有効求人倍率(季節調整値)は3か月ぶりの上昇—

1 概況

6月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は12,920人で前年同月と比較して1.3%減と6ヶ月連続の減少となりました。雇用形態別では、一般常用は同5.7%の減少となり、常用的パートタイムも同2.9%の減少となりました。新規求職者数は10,857人で前年同月比6.3%の減少となり、雇用形態別でみると、パートタイムを除く常用は同7.2%の減少、常用的パートタイムも同3.5%の減少となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者(34歳以下)は同8.8%の減少となり、高年齢求職者(60歳以上)も同1.1%の減少となりました。

有効求人数(原数値)は35,735人で、前年同月比で3.8%減と4か月連続の減少となりました。一方、有効求職者数(原数値)は50,397人で同0.3%増と2ヶ月連続の増加となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.79倍(季節調整値)で3ヶ月ぶりの上昇となりました。なお、原数値は0.71倍と前年同月を0.03ポイント下回りました。



2 新規求人の動き

新規求人数は12,920人となり、前年同月比で1.3%減と6ヶ月連続の減少となりました。

産業別にみると、宿泊業、飲食サービス業(前年同月比19.5%減)、学術研究、専門・技術サービス業(同18.0%減)、医療・福祉(同10.2%減)、建設業(同6.7%減)などで減少となりましたが、サービス業(同13.9%増)、卸売業、小売業(同11.2%増)などで増加となりました。

規模別で見ると、100～299人(前年同月比10.7%減)、30～99人(同2.8%減)、29人以下(同0.9%減)は減少となりましたが、1,000人以上(同166.7%増)500～999人(同29.9%増)、300～499人(同12.3%増)は増加となりました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比5.7%の減少、常用的パートタイムは同2.9%の減少となりました。

3 新規求職の動き

新規求職者数は10,857人となり、前年同月比で6.3%減と2ヶ月連続の減少となりました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は70.6%(前年同月71.3%)と0.7ポイント下回り、数でも前年同月比で7.2%減と2ヶ月連続の減少となりました。一方、パートタイム求職者は、割合で29.4%(前年同月28.7%)と0.7ポイント上回りましたが、数では同3.8%減と3ヶ月ぶりの減少となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は39.0%(前年同月40.2%)と1.2ポイント下回り、数では前年同月比で8.8%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用新規求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は12.9%となり、前年同月(12.3%)を0.6ポイント上回りましたが、数では前年同月比で1.1%の減少となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務で見ると、受給資格決定件数は2,438件で、前年同月と比較し0.1%増と4ヶ月連続の増加となりました。また、新規求職者数に占める割合は22.5%と、前年同月(21.0%)を1.5ポイント上回りました。

雇用保険受給者実人員は11,905人と、前年同月比で5.9%増と4ヶ月連続の増加となりました。

雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は519人で、資格喪失者の割合では6.4%(前年同月6.0%)となり、事業主都合離職者数では前年同月比0.6%減と4ヶ月ぶりの減少となりました。

新規学校卒業者の採用に関する指針 ～抜粋～

(目的)

この指針は、新規学校卒業者の採用に関する秩序を確立し、その円滑な就職を促進することを目的として、新規学校卒業者を採用しようとする事業主に考慮していただく事項を取りまとめたものです。

企業各位におかれましては、新規学校卒業者の採用について、この指針を参考に、適正な募集・採用を行っていただくようお願いいたします。

1 適正な募集・採用計画の立案

- ① 事業主は、募集・採用計画の立案に当たっては、毎年の募集・採用数の大幅な変動ができるだけ生じないように、入職後の人材育成等雇用管理面にも配慮しつつ、中長期的な人事計画等に基づいて、必要な人材を真に必要なだけ採用する方針を確立するよう努めるものとする。

(一部省略)

2 募集・採用活動

新規学校卒業者の募集・採用活動が無秩序に行われた場合、学生、生徒の学業に支障を生じる外、特定の学校等に求人が集中し、就職の機会が制限される可能性があること及び学生・生徒の就職活動も無秩序化し、重複内定を誘発しやすい環境をつくり出すことといった問題が発生することが懸念されます。

また、企業の募集・採用計画の内容及び募集・採用予定人員は、学生・生徒が就職先を決定するに当たって、重要な判断材料となるものであり、安易な募集の中止又は募集人員の削減は、円滑な就職の妨げとなるものです。

このため、事業主は、募集・採用活動の実施に当たり、次の事項について考慮すべきです。

- ① 事業主は、募集・採用活動を実施するに当たり、多くの学生・生徒に募集・採用の周知を図り、広く応募の機会が確保されるよう配慮するとともに、職務内容、労働条件等求人内容の情報を正確に学生・生徒に提供するよう努めるものとする。
- ② 事業主は、採用選考を行うに当たっては、学生・生徒の適性、能力に基づき適正に実施するよう努めるものとする。
- ③ 事業主は、募集・採用活動を実施するに当たっては、学生・生徒の就職活動の無秩序化による重複内定が誘発されないためにも、定められた採用選考開始の期日を遵守する等秩序を保つよう努めるものとする。
- ④ 事業主は、募集の中止又は募集人員の削減を行おうとする場合には、公共職業安定所へあらかじめ通知するものとする。

ただし、大学、短大、高等専門学校、専修学校、公共職業能力開発施設及び職業能力開発大学

校を新たに卒業しようとする者に係る募集人員の削減に係る通知は、これらの募集人員の合計を、当初の募集人員の合計より30人以上かつ3割以上減じようとする場合に限るものとする。

3 採用内定

採用内定は、学生・生徒にとっては、その企業への採用が保証されたものとして、当該企業を信頼して、他の企業を選択する権利を放棄するものであることから、採用内定は重大な意義を持つものです。

このため、事業主は、採用内定を行うに当たり、次の事項について考慮すべきです。

- ① 事業主は、採否の結果を学生・生徒に対して明確に伝えるものとする。
- ② 事業主は、採用内定を行う場合には、確実な採用の見通しに基づいて行うものとし、採用内定者に対しては、文書により、採用の時期、採用条件及び採用内定期間中の権利義務関係を明確にする観点から取消し事由等を明示するものとする。
- ③ 採用内定は、法的にも、一般には、当該企業の例年の入社時期を就労の始期とする労働契約が成立したと認められる場合が多いことについて、事業主は十分に留意するものとする。

4 採用内定取消し等の防止

新規学校卒業者に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、その円滑な就職を妨げるものであり、特に、採用内定取消しについては対象となった学生及び生徒本人並びに家族に計り知れないほどの打撃と失望を与えるとともに、社会全体に対しても大きな不安を与えるものであり、決してあってはならない重大な問題です。

このため、事業主は、次の事項について十分考慮すべきです。

- ① 事業主は、採用内定を取り消さないものとする。
- ② 事業主は、採用内定取消しを防止するため、最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講ずるものとする。

なお、採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定取消しは無効とされることについて、事業主は十分に留意するものとする。

- ③ 事業主は、やむを得ない事情により、どうしても採用内定取消し又は入職時期繰下げを検討しなければならない場合には、あらかじめ公共職業安定所に通知するとともに、公共職業安定所の指導を尊重するものとする。この場合、解雇予告について定めた労働基準法第20条及び休業手当について定めた同法26条等関係法令に抵触することのないよう十分留意するものとする。

なお、事業主は、採用内定取消しの対象となった学生・生徒の就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、採用内定取消し又は入職時期繰下げを受けた学生・生徒から補償等の要求には誠意を持って対応するものとする。

★求人申込みから応募・採用に至る流れ

学校		中学校	高等学校	職業能力開発校 (産業技術専門学院)	大学・短大・高専 ・専修学校
求人申込・求人連絡等	求人票	中卒用求人票	高卒求人申込書	学院用求人票 (他県へは一般求人票)	大卒等求人申込書
	求人申込開始時期	6月20日以降		・1年過程は高校に準ずる ・2年過程は大学に準ずる	3月1日以降
	申込先	事業所管轄ハローワーク		各学院 (他県へは事業所管轄ハローワークへ)	ハローワーク及び各大学
	作成要領	職種毎に作成	職種毎に作成	職種毎に作成	職種毎に作成
	提出部数	1部	1部	1部	1部
	求人連絡	7月1日以降 ハローワークが行う		6月20日以降 (他県へはハローワークが行う)	
推薦(紹介)	1月1日以降 ハローワークが行う	9月5日以降 応募書類を学校から事業所に送付	・1年過程は高校に準ずる ・2年過程は大学に準ずる	7月1日以降 各校にて自主的決定	
応募書類	全国統一応募書類	全国統一応募書類	学院用応募書類	各大学の所定の様式、 市販の履歴書及び 大学等証明書	
	上記以外の求人者独自の用紙は、 一切認められません。				
選考開始日	1月1日以降	9月16日以降	・1年過程は高校に準ずる ・2年過程は大学に準ずる	採用内定は 10月1日以降	
採否通知	選考後はできるだけ速やかに採否を決定				
	採否結果通知書は、 事業所管轄ハローワークへ送付、不採用者の応募書類は、 求職者の管轄ハローワークへ送付。	採否結果の通知は、 学校宛及び生徒宛に各1通作成し、 学校へ送付、不採用の場合は、 その理由を明記し応募書類とともに 学校へ送付。		ハローワークからの紹介の場合は、 学生本人と紹介ハローワークへ通知。	

(事業主の方へ)

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等の 企業内でのキャリアアップに取り組む事業主を支援します！

キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度を創設しました。

労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、ぜひ、この助成金制度をご活用ください。

助成内容		助成額 () 額は大企業額 (短時間正社員コースは大規模事業主)
正規雇用等転換コース (※1)	正規雇用等に転換または直接雇用(以下「転換等」といいます)する制度を規定し、有期契約労働者等を正規雇用等に転換等した場合に助成	①有期→正規：1人当たり40万円(30万円) ②有期→無期：1人当たり20万円(15万円) ③無期→正規：1人当たり20万円(15万円) <1年度1事業所当たり10人まで> 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、1人当たり①10万円 ②5万円 ③5万円を加算(加算額は中小企業・大企業ともに同額)
人材育成コース	有期契約労働者等に ●一般職業訓練(Off-JT)または ●有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJTを組み合わせた3～6か月の職業訓練)を行った場合に助成	●Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1h当たり800円(500円) 経費助成：上限20万円(15万円) ●OJT《1人当たり》 実施助成：1h当たり700円(700円) <1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円>
処遇改善コース	すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、3%以上増額させた場合に助成	1人当たり1万円(0.75万円) <1年度1事業所当たり100人まで> 「職務評価」の手法を活用した場合、1事業所当たり10万円(7.5万円)上乗せ
健康管理コース	有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を規定し、延べ4人以上実施した場合に助成	1事業所当たり40万円(30万円) <1事業所当たり1回のみ>
短時間正社員コース (※2)	短時間正社員制度を規定し、①雇用する労働者を短時間正社員に転換し、または、②短時間正社員を新規で雇い入れた場合に助成	1人当たり20万円(15万円) <短時間労働者の週所定労働時間延長コースの人数と合計し、1年度1事業所当たり10人まで> 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、1人当たり10万円加算(加算額は中小企業・大企業ともに同額)
短時間労働者の週所定労働時間延長コース(※3)	週所定労働時間25時間未満の有期契約労働者等を週所定労働時間30時間以上に延長した場合に助成	1人当たり10万円(7.5万円) <短時間正社員コースの人数と合計し、1年度1事業所当たり10人まで>

- ※1 「正規雇用等」とは、「正規雇用または無期雇用」をいいます。
・派遣労働者の場合、派遣元事業主で転換または派遣先の事業所で直接雇用される場合に助成します。
・無期雇用への転換等は、通算雇用期間3年未満の有期契約労働者からの転換等であって、基本給の5%以上を増額した場合に限ります(5%の算出方法は、標準的な方法を設定した上で柔軟に対応)。なお、短時間正社員に転換等した場合は対象外となります。(短時間正社員コースにより助成します)
- ※2 主にワーク・ライフ・バランスの観点から正規雇用労働者を短時間正社員に転換するケースや、短時間労働者を短時間正社員に転換するケースなどを想定しています。
- ※3 社会保険の適用基準を満たす労働時間まで延長し、労働者の能力のさらなる活用につなげることを目的としています。

活用に当たっては、ガイドラインに沿って、「キャリアアップ管理者の配置」、
「キャリアアップ計画の作成」が必要です。詳細は裏面をご覧ください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL250717派企01

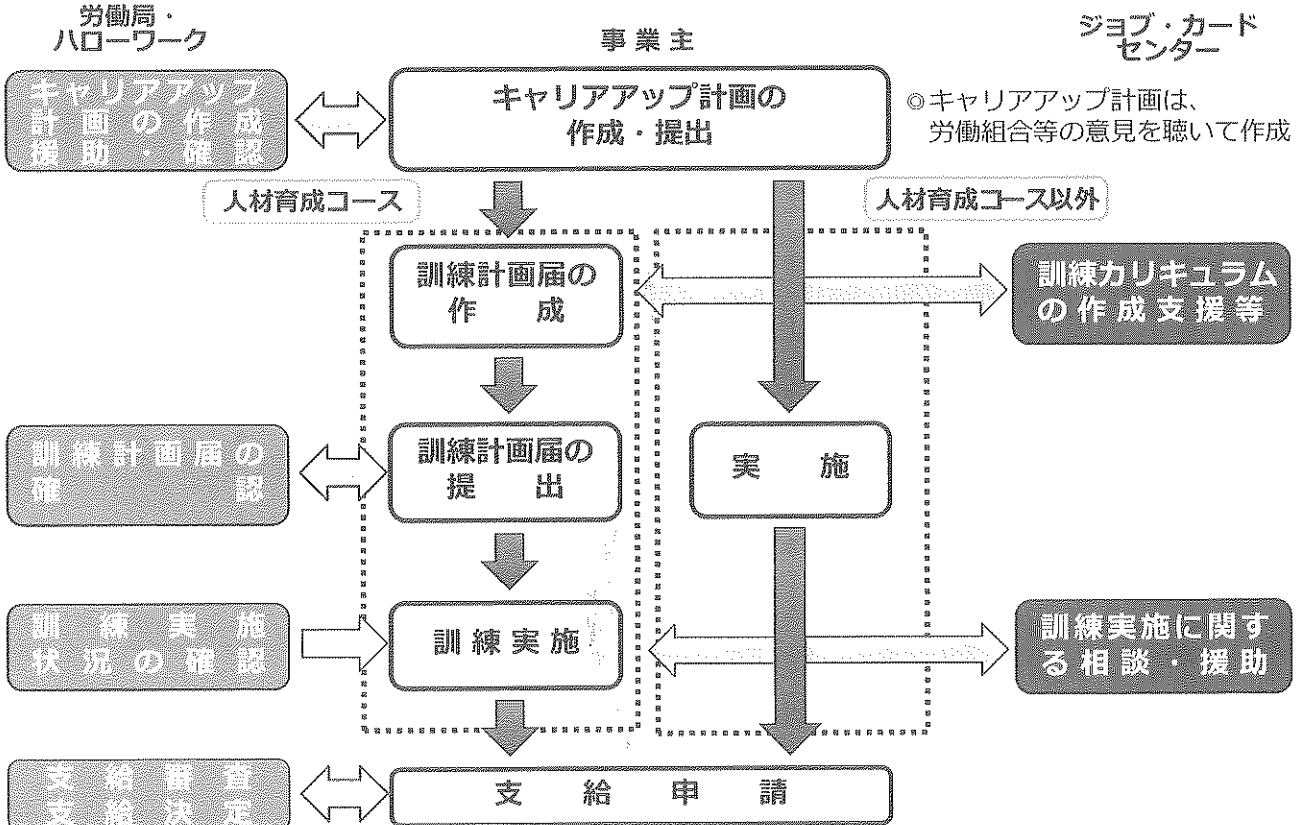
『有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン』の主な内容 (助成制度を活用する上で、配慮するよう努めることが望ましい事項)	
キャリアアップに向けた管理体制の整備	●有期契約労働者等のキャリアアップに取り組む人を「キャリアアップ管理者」として位置付け
計画的なキャリアアップの取り組みの推進	●キャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため「キャリアアップ計画」を作成
正規雇用・無期労働契約への転換	●有期労働契約から正規雇用・無期労働契約への転換、無期労働契約から正規雇用への転換の促進、無期転換後の処遇への配慮、正規雇用転換制度の対象者の範囲・方法・評価基準などの設定への配慮
人材育成	●職業能力や希望するキャリアパスに応じた計画的な教育訓練などの実施（目標の明確化） ●若者に対するジョブ・カード制度を活用した実践的な教育訓練の実施、成長分野の事業主による積極的な教育訓練の実施
処遇改善	●職務分析・職務評価の手法、ジョブ・カードや職業能力評価基準などの活用等による職務の内容や職業能力の評価、職務の内容などを踏まえた処遇への反映
その他	●法定外健康診断の導入、短時間正社員（注）への移行など、短時間労働者の希望に応じた社会保険適用に向けた所定労働時間の拡大 （注）通常の労働者と比べ所定労働時間が一定程度短い正規雇用の労働者をいう。



**企業内でのキャリアアップを促進するための包括的な助成制度
『キャリアアップ助成金』を活用！**

受給までの流れ

(※)「有期実習型訓練」を実施する場合、訓練対象者に「ジョブ・カード」の交付が必要です。ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングおよび交付は、ハローワーク、ジョブ・カードセンター等で実施しています。



詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効 (月平均)		就職件数 全数	雇用保険受給 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
22年度月平均	11,165	2,589	8,471	12,977	5,299	1,564	27,904	53,284	3,638	12,422
23年度月平均	13,613	3,394	10,089	12,781	5,161	1,665	35,121	50,842	3,834	11,877
24年度月平均	14,362	3,226	10,965	11,967	4,682	1,631	38,569	48,253	3,862	10,913
24年4月	14,095	3,247	10,726	15,200	5,690	2,716	38,803	52,831	4,701	9,702
5	15,121	3,536	11,428	13,149	5,205	1,816	38,041	52,309	4,310	11,682
6	13,085	3,066	9,906	11,581	4,650	1,419	37,143	50,250	4,046	11,241
7	14,152	3,552	9,926	10,986	4,501	1,454	37,474	48,817	3,867	11,595
8	15,182	3,464	11,587	11,076	4,532	1,358	37,917	47,660	3,340	11,785
9	14,203	3,522	10,579	11,770	4,723	1,427	39,409	47,577	3,795	11,048
10	14,780	3,441	11,183	12,917	4,984	1,839	40,064	49,006	4,175	11,227
11	15,293	3,079	12,132	10,421	4,012	1,268	40,069	47,344	3,643	10,837
12	11,398	2,600	8,722	8,132	3,021	1,127	36,611	43,249	3,012	10,488
25年1月	14,445	3,244	11,050	12,553	5,017	1,670	37,166	44,049	3,054	10,820
2	16,215	3,060	13,009	12,558	4,747	1,678	39,516	46,127	3,453	10,344
3	14,375	2,905	11,330	13,264	5,102	1,804	40,609	49,817	4,945	10,184
25年4月	13,013	3,027	9,844	15,597	5,684	3,027	37,174	52,399	4,353	10,584
5	13,977	3,016	10,842	12,985	4,899	1,937	36,182	52,638	3,921	12,121
6	12,920	3,005	9,801	10,857	4,239	1,404	35,735	50,397	3,677	11,905
7										
8										
9										
10										
11										
12										
26年1月										
2										
3										

項目 年・月	求人倍率 (季調値) (倍)				前年同月比増減率 (%)								全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率(季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
22年度月平均	0.84	0.93	0.52	0.56	18.7	15.0	▲ 4.0	▲ 2.1	7.6	5.2	▲ 27.3	▲ 23.5	312	5.0
23年度月平均	1.08	1.12	0.69	0.68	22.0	14.2	▲ 1.9	▲ 4.0	5.5	2.1	▲ 3.5	▲ 4.4	289	4.5
24年度月平均	1.20	1.31	0.80	0.82	6.1	10.4	▲ 5.8	▲ 7.3	0.5	▲ 1.7	▲ 7.5	▲ 7.7	280	4.3
24年4月	1.21	1.26	0.80	0.79	18.8	14.2	▲ 15.1	▲ 13.1	18.1	2.7	▲ 20.4	▲ 10.9	315	4.5
5	1.29	1.28	0.82	0.80	22.6	24.5	▲ 10.7	▲ 6.9	11.1	8.3	▲ 14.1	▲ 6.0	297	4.4
6	1.21	1.29	0.82	0.81	8.7	12.1	▲ 12.3	▲ 14.2	2.4	▲ 2.5	▲ 17.2	▲ 15.1	288	4.3
7	1.19	1.29	0.82	0.81	10.6	12.8	▲ 3.3	▲ 4.3	3.3	1.8	▲ 8.8	▲ 9.6	288	4.3
8	1.27	1.31	0.81	0.81	11.1	10.5	▲ 11.3	▲ 13.6	▲ 7.9	▲ 6.5	▲ 10.7	▲ 11.9	277	4.2
9	1.14	1.28	0.80	0.81	2.1	5.3	▲ 6.2	▲ 8.0	▲ 4.6	▲ 7.4	▲ 10.1	▲ 15.2	275	4.3
10	1.11	1.31	0.78	0.81	▲ 3.8	13.8	5.1	1.5	6.8	2.4	▲ 5.6	▲ 5.7	271	4.2
11	1.22	1.33	0.78	0.82	7.1	8.4	▲ 2.5	▲ 5.2	▲ 4.4	▲ 2.1	▲ 6.4	▲ 6.3	260	4.2
12	1.16	1.35	0.79	0.83	2.0	5.2	▲ 2.5	▲ 7.2	▲ 9.9	▲ 5.9	▲ 2.4	▲ 5.9	259	4.3
25年1月	1.13	1.33	0.79	0.85	▲ 3.9	9.4	▲ 2.0	▲ 2.3	0.8	▲ 3.7	3.8	▲ 1.0	273	4.2
2	1.23	1.35	0.79	0.85	▲ 0.9	4.7	▲ 6.4	▲ 6.1	▲ 8.5	▲ 3.9	▲ 0.4	▲ 3.4	277	4.3
3	1.19	1.39	0.79	0.86	▲ 1.2	3.6	▲ 2.6	▲ 7.9	▲ 0.8	▲ 3.0	2.5	▲ 1.9	280	4.1
25年4月	1.11	1.40	0.77	0.89	▲ 7.7	10.5	2.6	▲ 0.7	▲ 7.4	1.0	9.1	0.1	291	4.1
5	1.18	1.42	0.77	0.90	▲ 7.6	6.5	▲ 1.2	▲ 6.2	▲ 9.0	▲ 3.0	3.8	▲ 4.7	279	4.1
6	1.25	1.49	0.79	0.92	▲ 1.3	3.8	▲ 6.3	▲ 9.8	▲ 9.1	▲ 6.1	5.9	▲ 5.6	260	3.9
7														
8														
9														
10														
11														
12														
26年1月														
2														
3														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。
 3. ▲印は減少を示す。
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(平成23年3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。)
 5. 平成24年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。